

千葉県がん教育推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 県は、市町村、教育機関、医師会、患者団体等の協力のもと、がんに関する正しい知識、がん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることができるよう、がんに関する教育の推進のため、「千葉県がん教育推進協議会」（以下「協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) がん教育に係る情報共有
- (2) 外部講師を活用したがん教育
- (3) その他必要な事項

(組 織)

第3条 協議会の委員は、保健医療関係団体、患者団体及び教育関係団体の代表、学識経験者等をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置くこととし、会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会の議長を務め、協議会を統括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 協議会は、必要に応じて千葉県健康福祉部健康づくり支援課長が招集する。

- 2 県は、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県が別に定める。

(その他)

第7条 協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関の性質を有しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成31年3月31日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。